

# 暮らしの安心を守る共済です

# 福岡県民災災珠濱





# 福岡県民火災共済生活協同組合

〒812-0031 福岡市博多区沖浜町12-1 博多港センタービル4F

電話 092-271-0927 FAX 092-271-0929

受付は平日の午前9時から午後5時まで

https://www.f-kyosai.jp

## 当共済に加入するにあたっての注意事項

加入資格

○県内居住で県内に物件(建物・動産)を所有の方

加入申込方法

○組合員になっていただくために出資金100円が必要です。

共済契約の有効期間

○出資金・掛金が納付された日の翌日正午から1年間

共 済 物 件

○建物…同一敷地内にある契約者所有の全建物 ※地番に関係なく全棟対象となります。

○動産…建物内に収容されている家財

## 注意事項

- ①契約が建物の場合、建物所有者名で加入をお願いします。
- ② 契約物件が住所と異なる場合は、契約物件所在地欄に記入して下さい。 その場合、入居者名を必ず備考欄に記入して下さい。

## 当共済に加入できる物件の条件および共済金額(契約額)の最高限度

鉄 筋 (B)

主要構造部(壁、柱、はり、床、屋根等)が鉄筋コンクリートで造られている建物

木 造 (A) 上記以外の建物。同一敷地内に木造と鉄筋造りの建物が2棟以上ある場合は木造扱いになります。

※軽量鉄骨造は木造扱いです。

第1種 (イ)

**専用住宅**、農・漁業住宅、**鉄筋アパート**の建物及び建物に収容されている家財

第2種(口)

店舗・事務所・工場・作業場・旅館・料理屋等、個人名義の**併用住宅、木造アパート**の建物 及び建物内に収容されている家財

### 共済金額(契約額)

共済金額(契約額)は居住のために使用する建物の延床面積(坪数)×60万円を限度とします。 (1坪は3.3㎡とします)

※ただし下記のとおり、口数での制限がありますのでご注意ください。

- 最低2口160万円から80万円を単位として、建物、動産あわせて最高25口2,000万まで加入できます。
- 動産は最高5口400万円までです。
- ※ただし、木造アパート・長屋等については、動産が2口160万円まで、1棟の合計が建物、動産あわせて10口800万円までとなります。
- ◎他保険の契約金額をご確認のうえ共済金額(契約額)をお決め下さい。他保険との合計が限度額を 超える契約は、お支払いが調整される場合がございます。

# 共 済 掛 金 表 ( 年 額 )

口数	共済金額 (契約額)	1種(イ) 専用住宅・鉄筋アパート		2種(ロ) 店舗併用住宅・木造アパート・長屋造り	
	万円	木造(A) 750円	鉄筋(B)500円	木造(A) 1,300円	鉄筋(B)800円
2□	160	1,500	1,000	2,600	1,600
3□	240	2,250	1,500	3,900	2,400
4口	320	3,000	2,000	5,200	3,200
5□	400	3,750	2,500	6,500	4,000
6□	480	4,500	3,000	7,800	4,800
7口	560	5,250	3,500	9,100	5,600
8口	640	6,000	4,000	10,400	6,400
9口	720	6,750	4,500	11,700	7,200
10□	800	7,500	5,000	13,000	8,000
11口	880	8,250	5,500	14,300	8,800
12口	960	9,000	6,000	15,600	9,600
13□	1,040	9,750	6,500	16,900	10,400
14口	1,120	10,500	7,000	18,200	11,200
15□	1,200	11,250	7,500	19,500	12,000
16□	1,280	12,000	8,000	20,800	12,800
17口	1,360	12,750	8,500	22,100	13,600
18□	1,440	13,500	9,000	23,400	14,400
19□	1,520	14,250	9,500	24,700	15,200
20口	1,600	15,000	10,000	26,000	16,000
21口	1,680	15,750	10,500	27,300	16,800
22口	1,760	16,500	11,000	28,600	17,600
23□	1,840	17,250	11,500	29,900	18,400
24□	1,920	18,000	12,000	31,200	19,200
25□	2,000	18,750	12,500	32,500	20,000

# ●加入できない物件

- ①法人所有のもの(株式会社、有限会社、宗教法人等)
- ②空家・居住していない物件
- ③不法建物及び立退きが決定している物件
- ④バラック造り及びこれに類する粗雑な物件
- ⑤住所地以外の動産
- ⑥間借り物件

# •●●● 共済金支払いの対象となる事故 ●●●

# 自動車の飛込み

(第三者による被害)



# (動産に加入のおすすめ)





(自然現象は除く)





## さらにこんな費用も共済金支払いの対象になります。

臨時費用	事故にともなう生活上の臨時に支出される費用			
残存物取片付け費用	事故にともなう残存物の取片付けのための費用			
失火見舞費用	契約者がお住まいの建物から発生した火災、破裂、爆発により、第三者の所有する建物又は家財に 損害を与えたため、見舞品を購入したときの費用 <b>※領収書添付</b>			
漏水見舞費用	漏水、放水又は溢水により、第三者の所有する建物又は家財に損害を与えたため、見舞品を購入した ときの費用 ※領収書添付			
修理費用	借家人である契約者(同居の親族を含む)の過失により、居住する借家又は借間に火災・破裂・爆発 及び漏水による損害を与え、その損害につき賃貸借契約に基づき修理したときに要した費用			

## 共済金がお支払いできない場合

- ① 自然災害(風水害、地震、噴火若しくはこれらによる津波)による損害は対象になりません。
- ② 天災、戦争その他変乱による火災等の損害
- ③ 他人の物件に契約したとき(借家人は動産に加入できます)

福岡県民火災共済では、入院・手術・ケガ通院等に備える、 CO·OP共済の商品を取扱っております。

詳しくは、当組合のホームページをご覧ください。 インターネットによる加入手続きも可能です。

2次元コードから アクセス!

